

会 議 録

名 称 平成31年度第1回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 平成31年4月23日(火) 午前10時00分～午後0時8分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室
出席委員 小橋昇 室井敬司 山田健太 菅野典浩 高山梢 矢島嗣久 林忠清
旦尾衛 鶴谷緑平 藤原和子 唐橋睦 中村重美 玉置肇 福田里香
説明員等 政策経営部ふるさと納税対策担当課長 中西成之
財務部課税課長 古川雅也
経済産業部商業課長 羽川隆太
高齢福祉部介護保険課長 杉中寛之
子ども・若者部子ども家庭課長 増井賢一
事務局 総務部長 田中文子 区政情報課長 好永耕 情報政策課長 齋藤稔
情報政策課情報政策担当係長 服部英樹 区政情報課区政情報係長 小田純也
区政情報課区政情報係 岡田英朗 河野晃

会議次第

(1) 審議事項

諮問第817号

「介護保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「国民健康保険業務」における個人情報の「介護保険業務」への目的外利用について

(介護保険料の滞納者に対する電話催告センター運營業務の外部委託及び目的外利用)

諮問第818号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(子ども配食事業業務委託の実施)

諮問第819号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(食の支援サポーター派遣事業業務委託の実施)

諮問第820号

「生活保護業務」、「特定中国残留邦人等支援業務」、「障害者・高齢者保健福祉業務」、

「母子支援業務」及び「介護保険業務」における個人情報の「プレミアム付商品券業務」への目的外利用並びに「プレミアム付商品券業務」における個人情報の本人外収集並びに「プレミアム付商品券業務」及び「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置並びに「プレミアム付商品券業務」における個人情報の外部提供並びに「プレミアム付商品券業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録並びに「プレミアム付商品券業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(プレミアム付商品券事業の実施)

(2) 報告事項

報告第301号

「寄附受領業務」における寄附金納付者に対する礼状等の送付に係る外部委託の報告について

(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

(3) その他報告事項

諮問第810号「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について」における骨子まとめの報告

1. 開 会

会長 定刻よりも前ですけれども、おそろいになりましたので、ただいまから平成31年度第1回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。

本日は、矢島委員から御欠席の連絡をいただいております。

初めに、事務局より報告があります。お願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から御報告いたします。

年度がかわりまして、事務局の体制に変更がありましたので、その報告です。

まず、総務部長が、中村にかわりまして、田中でございます。

総務部長 田中でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

区政情報課長 続きまして、区政情報係長が、宮崎にかわりまして、小田でございます。

区政情報係長 区政情報係長、小田でございます。今まで事務局で見守ってございましたけれども、こちらの立場ということになりました。引き続き皆様方、よろしくお願いいいたします。

区政情報課長 最後に、事務局の体制で、担当の係員に変更がございました。区政情報課区政情報係の河野でございます。

区政情報係員 河野と申します。よろしくお願いいいたします。

区政情報課長 皆様、よろしくお願いいいたします。

続きまして、本日、机上に配付しております資料の確認でございます。1点目が諮問第819号の諮問資料を差しかえたものでございます。諮問第819号の審議の際は、こちらを御使用ください。2点目は、小委員会の委員ではない審議会委員の皆様の上に配付させていただきました資料NO.11-7でございます。小委員会で使用した資料を先日お送りしましたけれども、その際、11-7の送付が漏れておりました。あわせて御確認ください。

会長 次に、事前にお送りしております、前回、平成30年度第6回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましては、お目通しいただいているものと存じますが、この内容でよろしいでしょうか。

平成30年度第6回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会会議録確認

会長 傍聴はありませんね。

区政情報課長 傍聴は1人ございます。

会長 本日の審議会につきましては、傍聴希望が出されておりますので、御報告いたします。

それでは、ただいま事務局から報告がありましたとおり、審議会の傍聴の可否についてお諮りいたします。本日の審議会において傍聴を認めることに御異議はありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、審議会の傍聴につきまして、認めることといたします。

それでは、傍聴される方が入室されるまで、しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

2. 議 事

会長 それでは、審議に入ります。

本日は、諮問案件4件、報告が1件、その他報告が1件となっております。

(1) 審議事項

諮問第817号

会長 まず、諮問第817号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

お送りしました資料の1ページをごらんください。「介護保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び「国民健康保険業務」における個人情報の「介護保険業務」への目的外利用についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、高齢福祉部介護保険課でございます。

こちらのクリアケースに入っております審議のポイントは、3番の外部委託、4番の目的外利用でございます。

それでは、介護保険課より説明いたします。

介護保険課長 それでは、諮問第817号につきまして、介護保険課の杉中より御説明いたします。

まず第1、電話催告業務の外部委託についてです。

1、委託の件名は、介護保険料滞納者に対する電話催告センター運營業務委託です。

2、委託の内容ですが、現在、区では、介護保険制度の負担の公平性を確保するため、住民税課税者である介護保険料の保険料段階第7段階以上の滞納者の方に対し、職員が電話催告を行っております。

なお、保険料段階につきましては、参考としてお付けしております平成30年度介護保険料段階表をごらんください。介護保険制度には、保険料の滞納が続き、2年の時効を迎えた場合、その保険料に応じて、介護サービスを利用する際の負担額が通常よりも高額となる給付制限があります。この給付制限については、介護保険を利用する際に、被保険者やその家族の方が初めて認識するケースが最近増えているということもありまして、電話催告の対象を拡大して、給付制限の抑止につなげていきたいと考えております。今後、第1段階から第6段階の滞納者の方に対しても電話催告を拡大し、保険料を滞納している被保険者全ての方に電話催告をしたいと考えておりますけれども、職員の数も限られておりますので、当該業務を新たに外部委託により実施するものです。

3、諮問の趣旨ですが、本件は、介護保険料の滞納者に対する電話催告業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問いたします。

次のページに行きまして、4、対象となる個人の範囲は、介護保険料滞納者で、督促状を送付し、納期限を経過しても引き続き納付のない方となります。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数の(1)個人情報の項目の、区から委託先へ提供するものは、別紙のとおりでございます。委託先が本人から収集するものは、対応記録となります。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数は、年間2,500件を予定しております。

6、個人情報を取り扱う場所は、電話催告センターで、区役所本庁舎内にあります。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無はありません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、文書によります。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無、10、委託先の個人情報の保護管理体制、11、委託の条件につきましては、記載のとおりです。

12、委託の開始時期及び期間は、平成31年10月より継続して行います。

次のページに行きまして、13、委託先は、記載のとおりでございます。

続いて、第2、目的外利用についてです。

1、目的外利用する理由は、介護保険料は、40歳から64歳の方につきましては、医療保険者が介護保険料を医療保険料とまとめて徴収し、65歳以上の方は、介護保険者である区市町村が介護保険料を単独で徴収しております。世田谷区の国民健康保険の被保険者については、64歳まで医療保険料と介護保険料を兼ねて行ってきた国民健康保険料の電話催告を継続するため、国民健康保険業務で収集する電話番号を使用いたします。また、国民健康保険料に未納がなく、介護保険料のみ滞納している被保険者の方については、65歳より医療保険と介護保険が分離する制度説明を行い、介護保険料の電話催告を行うため、国民健康保険業務で収集する電話番号を使用いたします。

2、諮問の趣旨ですが、本件は、介護保険料滞納者への電話催告の拡大実施に当たり、国保・年金課が保有する個人情報をも目的外利用し、電話催告を行うものであり、条例第15条第1項第4号の規定に基づき諮問いたします。

3、保有課及び保有課の業務名称、4、利用課及び利用課の業務名称は、記載のとおりです。

5、対象となる個人の範囲は、介護保険料滞納者で、督促状を送付し、納期限を経過しても引き続き納付のない世田谷区国民健康保険被保険者の方となります。

6、目的外利用する個人情報の項目及び件数の(1)個人情報の項目は記載のとおりで、(2)件数で年間750件を予定しております。

続いて、次のページですけれども、7、利用の開始時期は、先ほどの第1の12のとおりでございます。

説明は以上です。

会長 ただいまの件について御質問はありますか。

委員 ちょっと数字を教えてください。3ページに件数(年間予定)が2,500件とあります。これはいわゆる滞納者の件数ということですか。

介護保険課長 基本的に、イコール滞納者ではなくて、督促状を送付して、その段階で支払う方もいますので、必ずしも滞納者の方ではありません。実際、今まで私ども職員が年間大体800件ぐらいは電話催告して、実を言うと、忘れていたという方も結構いて、そういう方も支払っておりますので、この2,500件が全て滞納者というわけではございません。

委員 その関係で、次の4ページの6、目的外利用する個人情報の項目及び件数の件数(年間予定)が750件とあります。この数字と2,500件との関係というのはどういうことですか。

介護保険課長 説明不足で申しわけありません。この750件につきましては、1で説明した2,500件の中に含まれている数字と理解していただければと思います。

委員 わかりました。

それと、参考までに、この事業自体の全体の流れの関係で伺いたいんですけども、2,500件にしる、実際には、滞納者の中でも、催告を行って、いわば遅滞なく納付される方もいらっしゃるけれども、全体の件数の中での滞納率の増減傾向はどうなんですか。

介護保険課長 実を言いますと、介護保険制度につきましては、保険料の徴収は、65歳以上の方は年金から天引きするというのが原則になっています。先ほども申しましたとおり、40歳から64歳の方については医療保険で取りますので、国保の方は国保・年金課が徴収しますし、社会保険の方は、いわゆる企業から給料で天引きされているかと思います。実際、そういう意味で言いますと、ほとんどの方、80数%の方が年金天引きの、いわゆる特別徴収というものです。

普通徴収と言っているんですけども、年金に加入していない方ですとか、例えば目黒区から世田谷区に引っ越した場合、最初はすぐに年金天引きが始まらずに、しばらく普通徴収という、口座で払うという形があります。そういった形で言いますと、ここ最近ですと徴収率は96%とか97%という形で、年金の天引きの関係もありますので、比較的高い徴収率にはなっているかと思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、もう1つ伺いたいんですが、当然、電話催告センターを用いてこういう催告を行うのは、他にも事業があるかと思いますが、4ページにある委託先の株式会社アイ・シー・アールさん自体は、従前というか、現行の中で電話催告の実績はどういうものがあるんでしょうか。

介護保険課長 今回の入札でこの企業に決まったんですけども、世田谷区での電話催告センター業務は初めてということなんですが、これまで同様の電話催告業務につきましては、川崎市、名古屋市、福岡市、熊本市、小田原市等で実績がありますので、比較的大規模な自治体の電話催告センターの業務はやっていたと聞いております。

委員 では、本区においては初めてということで。

介護保険課長 そうですね。

委員 わかりました。

委員 先ほど、2,500件と750件の内容のことの御質問があったんですけども、そうする

と、引き算すると残りの1,750件というのは、どういうふうに理解すればよいでしょうか。

介護保険課長 その1,750件については、もともと介護保険課で情報を得ている方という形になりますので……。

委員 それは普通徴収の方ということですか。

介護保険課長 そうですね。

委員 わかりました。

委員 今お話しいただいているのは、この表にある第7段階以上の方のお話という理解でよろしいですか。

介護保険課長 今話しております2,500件は全ての段階です。

委員 1から17まで。

介護保険課長 今まで区では7から17までをやっていました。いわゆる職員の人数の関係で、全員にかけられないということがありまして、ただ、情報としては介護保険課としても持っていますので、今回委託するのは、1から17、全ての方に対して電話催告を行います。

委員 2ページの委託の内容の「今後、第1段階から第6段階の介護保険料の滞納者に対しても電話催告を拡大し」の「今後」というのは、いつからですか。

介護保険課長 その委託です。「今後、第1段階から第6段階の介護保険料の滞納者に対しても電話催告を拡大し」というのは、要は全ての方に電話催告を行いますと。

委員 1から17。理解しました。ありがとうございます。

もう1件よろしいですか。諮問の1行目のところで「『介護保険業務』における外部委託に伴う個人情報の保護措置」とありますけれども、職員がやっているときから、さらに保護措置という部分は、どのところに顕著にあらわれているのか教えていただければと思います。

介護保険課長 基本的には、委託する先に紙文書で、私どもがやっていた電話催告をお願いしますという形でお渡しするんですが、電話催告した後、すぐに回収するという形をとりますので……。

委員 庁舎内でやっているから持ち出し不可という意味で……。

介護保険課長 そうですね。実を言うと、平成16年から納税課のほうで既に電話催告を始めていまして、今、納税課の中に電話催告センターというガラス張りの場所があって、そこ

に業者が委託して受けた従事員が5名ぐらいいて、そこに直接介護保険課の職員が持って回収するという形を考えています。

委員 その紙は写真とかが撮れないようにとか、スマートフォンを持ち込ませないとか、そういうことではないんですか。

介護保険課長 それは基本的に委託の中に、個人情報保護ということで、持ち込み禁止とかというのは入っております。

委員 もちろん撮らないけれども、持って入るのを禁止というわけではないという感じで理解していいですか。

介護保険課長 委託の内容まではあれですけども、基本的には、そういうものは持ち込み禁止にしているのではないかと理解しております。

委員 では、はっきりわかったら、後で教えてください。ありがとうございます。

委員 この業務の委託で取り扱う個人情報の項目のところ、1点だけ確認をさせていただきます。個人情報の項目で、区から委託先へ提供するものは別紙のとおりとして、この一覧だと思えますけれども、第2の目的外利用についての6(1)個人情報の項目は宛名番号となっているんですけども、この宛名番号というのは、1の業務で発送して、例えば2,001から2,500まで番号を振って、滞納している人がいましたと。100番の人が滞納しているから、100番について情報を出すので、ここは宛名番号という形になっているという理解でいいんですか。

介護保険課長 そうですね。宛名番号が必要なのは、実を言うと、氏名と生年月日だと、同姓同名で同じ生年月日という方もいますので、宛名番号で個人の特特定がされますので、国保・年金課で持っている情報を当てるときに、宛名番号で特定して、電話番号というふうにしり合わせます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 ほかにどうでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第817号については異議なしと認めます。

諮問第818号

会長 次に、諮問第818号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の8ページをごらんください。「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報保護措置についてでございます。

次の9ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、子ども・若者部子ども家庭課及び各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、所管課を代表しまして、子ども家庭課より説明いたします。お願いします。

子ども家庭課長 子ども・若者部子ども家庭課長の増井です。私から諮問内容について御説明させていただきます。

1の委託の件名ですが、子ども配食事業業務委託でございます。

2の委託の内容です。子ども・若者部では、来年度からの第2期子ども計画後期計画の策定に向けまして、昨年度、子どもの生活実態調査を実施いたしました。この調査結果から、例えばひとり親であることや保護者の疾患など、さまざまな事情により、孤食や栄養の偏りなど、食に課題のある子どもが一定数いること、また、そうした子どもとその家庭は、地域から孤立していて、必要な支援につなげていないことなどがわかりました。このような状況を踏まえまして、区では、子どもの食に課題があり、地域から孤立しやすい状況にある家庭に対しまして、自宅への仕出し弁当の配達を通じた見守りを行うことといたしました。本事業は、弁当配達のノウハウを持つ事業者に業務を委託し、区と連携を図って実施するものでございます。委託する内容は(1)から(3)にございますが、食事の調理と配達、配達実施結果の報告、対象家庭からの食材費の一部、1食100円を受領することでございます。

3、諮問の趣旨ですが、子ども配食事業を外部委託することに伴いまして、個人情報を取り扱わせるものであり、個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲ですが、子ども配食事業の対象家庭の子どもと保護者です。裏面をごらんください。5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。

まず、(1)個人情報の項目につきましては、区から委託先へ提供するものとしまして、氏名、年齢、学齢などのほか、食物アレルギーなどの食事に関する配慮事項、配達に当たっての特記事項でございます。委託先が本人から収集するものにつきましては、

お弁当の受け取りや料金の受領などに関する対応記録でございます。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2) 件数ですが、30件程度と考えております。

6の個人情報を取り扱う場所については、委託先の事務所と配達先でございます。

7から11の内容につきましては、記載のとおりです。

12の委託の開始時期及び期間ですが、平成31年6月より継続して行うこととしております。

13の委託先でございますが、現在、プロポーザル方式にて事業者を選定中で、まだ決まっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問はありますか。

委員 子どもの生活実態調査というのは、全数調査なんですか。適当に一定の比率で抜き出したような感じですか。

子ども家庭課長 こちらの調査につきましては、全件ではございませんで、対象世帯数としては、小学校5年生のいる世帯と中学校2年生のいる世帯、1万3,446世帯を対象として、アンケート形式で実施しております。

委員 それで、そのときに課題のある子どもが一定数いるという比率を全部掛けてみたら30件ぐらいになるだろうという想定なんですか。

子ども家庭課長 単純集計結果をもとに推計したところ、食に対して困窮するような子育て家庭は区内に300世帯程度いるのではないかと考えました。今回、対象と考えているものは、食に課題のある家庭のうち、必要な支援につなげていない、地域から孤立しやすい状況にある家庭としておりまして、調査結果から、特に生活困難家庭につきまして、支援やサービスの利用意向はあっても、利用しないという家庭が二、三割いるという状況から、その二、三割ということ想定しまして、300世帯のうちの4分の1程度として考えたところです。

委員 今の内容と重なるところもあるんですけども、全体の件数の母数については、今お話を伺ったところ、食に対する困窮家庭が300世帯ほど想定されるということなんですけども、その関連で、そもそもこの事業の委託先は、これからプロポーザルで決められることなので、実際に始まっていくのはこれからなんですけれども、この事業をやるよという周知とか、対象者の把握は、当然、これは今回のアンケートに基づいての300世帯の中から

30件程度かなということなんですけれども、今後、こういうものが知られば、広がっていく可能性はあると思うんです。そういう点で、今後のこの事業のいわば進行、進め方の問題で、どの程度の対象者が存在すると今の時点では見積もられているのか、そこをちょっと伺っておきたいんですが。

子ども家庭課長 事業の周知のところから御質問にかかわってくると思いますので、その点からですけれども、まず、この事業は誰でも広く対象とする事業ではなく、必要な方でできるだけ届けていくということが大事かと思っています。そこで、各総合支所の子ども家庭支援センターを窓口としていくことにしております、まずは子ども家庭支援センターで現在かかわっている中で、心配と考えているケース、こういったサービスが必要なケースをピックアップする形で、そこからお声をおかけしていくという仕組みで考えています。

食そのものを提供することが一番の目的ではなくて、それを通じまして、本来必要となるさまざまな支援につなげていくことが重要と考えていますので、まずはそこにつながっていかれるかどうかということを検証していくことが大事かと思っています。その上で、単純に利用率につながっていく、実施結果というんでしょうか、検証した結果で有効性が見えたところで、一方で、利用者が多いんじゃないかとか、見えているところで増やすことは考えていきたいと思っています。まずは必要な支援につながるというところを目指して進めていきたいと考えています。

委員 事業の趣旨については、よくわかりました。ある意味では、食の配達なり見守りを含めて、必要な手だてというか、ケアのところをどういうふうに進めていくのかという情報をとるとということもあるわけですね。

子ども家庭課長 あくまで今回のこの事業に関しましては、お弁当の配達ということで、家庭の中に入り込んでということでは決してないので、本当に限られた情報、お子さんがやっぱり十分に食べられていない状況があるとか、受け取ってくれるところで、短い関係の中でなので、ほんのわずかなやりとりの中で、どこまでできるかというところは課題かと思っています。ただ一方で、家庭に入ることにに対する抵抗感がある方に対しても、まずはそこからやっつけていけるので、一番最初のアプローチとしては有効だと考えています。

委員 わかりました。

それでは、1点、実務的に伺いたいんですが、最後の10ページの委託先が未定で、今、業者の選定中だということなんです、これは当然、新年度の予算の中で組まれている

事業だと思っんです。大体、こういう委託契約は年度当初に結ばれるというのが通常ですけれども、これは、今選定されている事業者のところでは一定のものが固まった場合には、その時点で契約締結を行うという流れになるんでしょうか。

子ども家庭課長 今、既にプロポーザルの募集は始めているところですので、趣旨に合っているところかどうかを確認して、契約に結びつけたいと考えています。

委員 わかりました。

委員 本質的なことではないんですけれども、先ほどの諮問案件も現在のものも、両方とも同じですけれども、平成31年6月とか10月とか、政府はちゃんと5月からは令和元年とするとしているのに、世田谷区は変えないんですか。

区政情報課長 区政情報課長、好永からお答えします。

政府と区の方針は同じで、区の方針は政府に倣った部分があるんですけれども、令和になるのは5月1日からでございます、まだ実際にはその政令が施行されていないということでございまして、一般的には令和元年5月とか6月という言い方はできるかもしれませんが、区の公文書の扱いとしましては、5月1日以降の仕様で初めて令和を使うということで、申しわけないんですけれども、先ほど先に断っておけばよろしかったんでしょうけれども、今、4月の段階で、5月以降の日付の表記は、平成31年、西暦を併記という取扱いとさせていただきます。

委員 わかりました。

委員 2点あるんですけれども、1点目は、10ページの5(1)の区から委託先へ提供するもので、氏名というのは、親も子もというか、お弁当を食べるのは親子かなと思ったんですけれども、保護者と該当のお子さんの両方、ペアという理解でよろしいですか。

子ども家庭課長 実際にお弁当を配達するときに、誰に手渡しするかというのが大事なことになりますので、保護者、それから、その家庭にいる方全員ということで考えております。

委員 世帯全員の氏名。

子ども家庭課長 はい。

委員 あと、食の支援サポーターという、次に諮問するものとこれは、また独立の案件なんですか。

子ども家庭課長 次の819号で、もう1件、こちらのほうから食の支援サポーター派遣事業について諮問させていただく予定ですが、大きな趣旨としては、支援が必要だけ

ども、まだ支援につながっていない御家庭に対する食からの支援ということで、同じになっています。

先ほど申し上げたとおり、家にさえ入れてくれないような御家庭もあれば、少しぐらいなら家に入ってもらってもいいんじゃないかという両方があることを想定しまして、基本的には、家に入って、サポートをより受けていただくようなことを念頭にしているんですが、なかなかそこに抵抗感のある方を考えましたところ、まずは弁当配達からだけでもいいんじゃないかということで考えております。そういう2つの視点で、別々の委託という形をとっておりますので、諮問としては分けさせていただいていますが、大きな趣旨は1つということで御理解いただければ結構かと思えます。

委員 ありがとうございます。

委員 ちょっと教えていただきたいんですが、子ども食堂というものが社会福祉協議会の絡みで進んでいると思います。私どもの住まいのほうでも、何件かやっているところがあります。そこは、聞いたところによりますと、お子さんはたしかそんなに高くなく、大人に関してはちょっと上乘せする形をとっているかと思うんです。こちらの場合は、子ども食堂を利用するよりは、ちょっと状態がよくないようなイメージでとっているんですが、お子さんと保護者は一律の料金ですよね。その辺は、やはり困窮しているとか、そういうのが関係しているわけですか。

子ども家庭課長 実態としては、やっぱり貧困状態というのが1つ、食に与える影響が大きいということと、まずは利用しやすさを念頭に置いておりますので、料金が違うことによって、子どもだけでいいという形になるよりは、家庭として利用してもらうことで、次のサポートにつなげていきたいということが大きな趣旨であります。

また、生活実態調査の結果からも、世田谷区全体的には生活レベルが高いと言われている地域の中で、貧困層という世帯は、自分の家庭の貧困状態を余り知られたくないと思っていらっしゃる方が少し見えてきたところでもあります。そういった中で、子ども食堂に行くこと自体に抵抗感を持っていらっしゃる方も一定数いるということもわかってきましたので、そういう意味も含めて、配達のほうでそこをカバーしていきたいと考えて取り組みました。

委員 毎日のように配達の方がいらっしゃるわけですね。

子ども家庭課長 配達の頻度はそんなに高くありませんので、毎日ではないです。

委員 毎日ではない。そうすると、今日は食べられない日とか、今日は食べられる日とかと

なるわけですか。

子ども家庭課長 毎日の食事を安定的に供給すること自体が目的の事業ではありませんので、まずは支援につなげていくための一歩と考えているところです。そういう中で、例えばどうしても食がまだまだ不十分であれば、子ども食堂につなげてもらうとか、次の支援というふうに考えています。食だけ提供することに満足されてしまうと、本来必要なところに行き着かないので、ある一定の制限はさせていただいているところです。

委員 ただ、お子さんだけ子ども食堂に行かれたりとか、子ども食堂も毎日やっているわけではないので、水曜日だとか火曜日だとか、ありますよね。ですから、そのときだけは学校の子どもたちも結構来ていたりするので、そちらにつなげたりとか、やわらかくサポートする体制はつくっていらっしゃるんですか。

子ども家庭課長 実際に食を提供するという点に関しては、先ほど申し上げましたように、各総合支所の子ども家庭支援センターのケースワーカーもかかわりますし、こちらの子ども家庭課のほうからも職員を派遣して、保護者とお話をしたりする機会もつくっていきますので、そういう中で、地域にあるほかのサービスを御案内しながら、抵抗なくそこに行っていただけるような形はとっていきたいなと考えています。

委員 子ども食堂は意外と普通の家庭と言ったら お母さんが今日残業していて食事がという方もいらっしゃっているんです。ですから、ごちゃごちゃとしているので、意外とわからないんです。この家庭がちょっとつらい立場にあるとか、そういうことがカモフラージュされているということで、いいパターンだと私は考えているので、できれば相互にやったらいいかなと今ちょっと思っていました。ありがとうございました。

会長 ほかにありますか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第818号については異議なしと認めます。

諮問第819号

会長 次に、諮問第819号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 事務局から説明いたします。

資料の11ページをごらんください。「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報保護の保護措置についてでございます。

次の12ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、引き続きまして子ども・若者部子ども家庭課及び各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、引き続きまして所管課を代表しまして子ども家庭課より説明いたします。

子ども家庭課長 引き続きまして、子ども・若者部子ども家庭課長、増井より御説明をさせていただきます。

まず、1の委託の件名につきましては、食の支援サポーター派遣事業業務委託でございます。

2の委託の内容についてでございます。2段落目の途中からごらんいただければと思いますが、先ほどの818号でお弁当の配達の業務委託について諮問させていただきました。

こちらは、調理等を行う地域住民の方 以降、食の支援サポーターと申し上げますが

を実際に御家庭に派遣して、食事の支援を行うこととしております。区が食の支援を必要と認めた家庭に対しまして適切な支援ができるよう、食の支援サポーターに対して研修などを行い、また、サポーターの特性と家庭の要望をマッチングさせることを通しまして、効果的な支援につなげていくことが必要と考えています。このため、生活困窮や養育困難な御家庭への支援、ボランティア派遣のノウハウを持つ事業者に次の業務について委託するものでございます。

まず、食の支援サポーターに関することとして、登録希望者への面談と登録、その管理と必要な保険への加入、また、食の支援サポーターに対して、研修の実施などの人材育成を図っていきます。また、対象家庭の状況把握や対象家庭との関係性の構築を図っていただき、派遣調整及び派遣の実施を進めていただきます。その後、活動報告書の提出、区への報告、食の支援サポーターに対しての活動費等の支払いといったことを業務として考えております。

3の諮問の趣旨については、記載のとおり、個人情報保護条例第12条の規定に基づく諮問でございます。

4の対象となる個人の範囲につきましては、食の支援サポーターと食の支援サポーター派遣事業の対象となる御家庭の子どもと保護者となります。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数についてです。個人情報の項目につきましては、まず、区から委託先へ提供するものとしまして、食の支援サポーターに関するも

のはございません。食の支援サポーター派遣事業の対象となる御家庭の子どもと保護者に関するものとしましては、氏名などのほか、子どもの状況に応じた食事提供に必要なこととしまして、子どもの発達のこと、障害の有無や、食物アレルギー等の食事に関する配慮事項などについても確認させていただくこととしています。委託先が本人から収集するものでございますが、食の支援サポーターに関するものとしましては、氏名、生年月日、性別などのほか、給与所得の控除に関する事項等、食の支援サポーター派遣事業の対象家庭の子ども及び保護者に関するものとしましては、対応記録となります。区及び本人以外から委託先へ提供するものは特にございません。

件数についてですが、まず、食の支援サポーターについては50件程度、派遣する側の対象家庭については25件程度と考えております。

次のページですが、6の個人情報を取り扱う場所から11の委託の条件につきましては、記載のとおりです。

12、委託の開始時期及び期間につきましては、平成31年5月より継続して行うこととしております。

13の委託先ですが、特定非営利活動法人バディチームに委託を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問はありますか。

委員 13ページの(7)支援活動に対する食の支援サポーターへの活動費等の支払とあります。ここでいう活動費というのは、さっきの項目の中で、給与所得の控除に関する事項という表現がありますけれども、報酬という形になるわけですか。

子ども家庭課長 こちらの扱いとしては、私どもとしてはボランティア報酬といった考え方に立ってはいらるんですけれども、税法上で申し上げますと、源泉徴収票を発行する必要があるということを確認しており、源泉徴収票発行に伴い必要な事項を事業者が収集する必要があるということで記載しております。

委員 その関連なんですけど、これでいくと委託先がバディチームさんです。そこでいわば食の支援サポーターの方の登録を行うということなんですけど、そこで登録された食の支援サポーターに従事する方と登録先である委託先との関係というか、一般的にいう雇用関係は法的にはどういうふうになっているんですか。

子ども家庭課長 雇用関係ではなく、いわゆるボランティアな形での謝礼というんでしょうか、そういうことが基本と考えています。

委員 それは一般的には、雇用関係の場合には、雇用条件の条件説明書がつきますけれども、そういうものはないですか。

子ども家庭課長 そういうものはないです。そのかわり、研修で事業の趣旨を理解してもらってという形で考えております。

委員 その関連でちょっと踏み込んで伺いたいんですが、活動費、いわばボランティアな仕事での謝礼的な意味での報酬。しかし、税法上では、源泉徴収票を発行する関係で一定の手続きをとるよということなんですが、活動費の単価的なものはどのように算定をされているんですか。

子ども家庭課長 今、区でファミリー・サポート・センター事業を行っていますが、同程度という考え方に立っています。

委員 そうすると約800円ということですか。

子ども家庭課長 1,300円です。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 1回の活動は、買い物に行って、訪問して調理をして、その後、活動報告書を書いていただくというところで、トータルで3時間程度を考えておりますので、1回の活動で3,900円ほど、活動費という名目になりますけれども、お支払いするような形を想定しております。

委員 1回で1,300円。ということは、時間給に直すと400円ちょっとですか。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 1回で3,900円なので、時間で1,300円ということですか。

委員 そうですか。ということは、世田谷区では公契約条例というのがあります。その公契約条例との関係でいくと、これはボランティアな謝礼であるから、労働報酬下限額という扱いではないという理解ですか。

子ども家庭課長 はい。

委員 事務局のほうでも扱いとしては、それはよろしいんですか。

区政情報課長 こちらとしましては、所管課を通じて契約の内容を確認していただいているという理解でございます。

委員 では、これはまた別途伺いたいと思いますので、今のお話については理解をいたしました。結構です。

委員 先ほど、支援の必要な方が300件ぐらいたと。先ほどの仕出し弁当が必要な家庭が30件で、こういうような支援が必要な家庭が25件というふうに、300件の内訳の中に先ほど

の30があり、それ以外にこの25があるという感じでよろしいのでしょうか。

子ども家庭課長 はい。

委員 そうすると、30と25というのをどのように区分けするのかというのは、総合支所の方が振り分けるといっていいのでしょうか。

子ども家庭課長 基本的には、こちら子ども家庭課のほうに推薦という形になると思うんですけども、一定の判断は各支所でしていただく予定です。最終的に決定はこちらでさせていただきますこととなりますので、その状況によって、多少そこが変わってくる可能性はあるかもわかりませんが、基本的には各支所のほうの考え方に基づいてということになります。

委員 この審議会とはそんなに関係ないことかもしれないんですが、この振り分けというのは、より支援が必要な方が仕出し弁当であり、多少自分たちで改善できる方はこのサポートというイメージでしょうか。

子ども家庭課長 まず、どちらにおいても、現在、十分な支援につながっていないというところがポイントになりますので、基本的には、どちらも支援につなげていきたいと。その中で、少しでも中に入っていきそうな家庭は食の支援サポーターという考え方で御理解いただければと思います。

委員 わかりました。

委員 2点あるんですけども、食の支援サポーターというのは、何か食材を買って行って、ある調味料と一緒につくっていく。先ほどの3時間で3,900円というものの中には、食材費込みで1,300円とか、そういう値段なんですかという点が1点です。

2点目は、給与所得の事務的なところでというのが出てきましたけれども、そうすると、マイナンバーなんかも取得するということになるんですか。

子ども家庭課長 まず、食材費につきましては、活動費の中には入っておりません。

委員 別途にレシートか何かを持ってきて、これだとどこに請求するんだろう。この業者に……。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 電子マネーの活用を想定しているんですけども、あらかじめそちらをお金が入った状態でサポーターさんにお渡しして、これでスーパーとかで食材を購入してくださいという形を考えておまして、立てかえとかは余り想定していません。

委員 それはどれぐらいの額が入っているんですか。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 今想定しているのは、お子さん1人について600円分の食材費、お子さんが1人増えるごとに300円増えていくという形を考えておりまして、お子さんが2人いれば、900円分の食材費の中で1食分の料理をつくっていただくということを想定しております。

委員 さっきの仕出しは世帯全員だけれども、こっちの食の支援サポーター派遣事業は、親は入らないで、子どもだけの食事を……。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 そうですね。食材費はその分で考えておりまして、プラス、御家庭の冷蔵庫にある食材を使って、つくった料理については、保護者の方も一緒に食べても大丈夫です。

委員 制度的に、さっきのは親子、こっちは子どものみを想定した……。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 はい。召し上がっていただくのは、保護者の方も一緒でも大丈夫です。

委員 それは禁止ではないけれども、制度としては子どもを主眼としたもの、親は入っていないと。

小川子ども家庭課切れ目のない支援担当係長 そうです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 1つだけお聞きしたいんですけれども、先ほどの例も今回もそうだけれども、食事ですよ。今、アレルギーが非常に小学生も多いんだけれども、それが起きたときの責任というのはどこに行くんですか。

子ども家庭課長 まず基本的に、アレルギーに関しまして気を付ける必要があるということで、最初の申込み時に御本人に書いていただく形にいたします。

委員 本人から聞いても、本人がこれはだめですと言っても、いろんなことが起きるわけですよ。例えばナッツがだめだと言っても、わからないで入っていてアレルギーを起こしたり、そういうときの責任はどこに行くんですか。業者ですか。区に行くんですか。

子ども家庭課長 そういうことが発生した場合には、委託業務であるので、最終的には区の責任にもかかわってくるものになると思います。初期的な対応とか一義的な責任は事業者のほうにあるかとは考えていますが。

委員 そういう取り決めをしてあるのね。

子ども家庭課長 基本的に委託業務である以上、そういう考え方に立っていると御理解いただければ。

委員 委託で取り扱う個人情報の項目なんですけれども、利用するお子さんに対しては、年齢、学齢、住所とありますけれども、性別は必要なんでしょうか。

子ども家庭課長 実際にサポーターを派遣するときに、例えばサポーターの中にも男性がいるかもしれませんが、そうすると、女性の大きなお子さんがいる御家庭の方が男性のサポーターは嫌だとか、そういったこともマッチングの中で起きるのではないかということで、性別については確認をしていくこととしました。

委員 わかりました。その意味で、サポーターにも性別が必要だということですね。

子ども家庭課長 はい。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 さっきのマイナンバーのほうの2問目をお願いします。

子ども家庭課長 今の考えとしましては、扱う額が少額ということで、マイナンバーについては取り扱わない方向で考えています。

委員 報酬の支払いのときにマイナンバーを付けない、取得はしない。よくわからないんですけれども、そういうのはありなんですか。

子ども家庭課長 今、事業者とのやりとりの中では、そういう形で進めています。

委員 源泉徴収票を出すと言われていましたよね。そこにマイナンバーなしの源泉徴収票はできるんですか。

藤川子ども家庭課切れ目のない支援担当係員 御本人に発行するものについては、源泉徴収票へのマイナンバーの記載は不要という理解でおりますので、現時点で取扱いというのは考えておりません。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第819号については異議なしと認めます。

諮問第820号

会長 次に、諮問第820号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、御説明いたします。

資料の15ページをご覧ください。「生活保護業務」、「特定中国残留邦人等支援業

務」、「障害者・高齢者保健福祉業務」、「母子支援業務」及び「介護保険業務」における個人情報の「プレミアム付商品券業務」への目的外利用並びに「プレミアム付商品券業務」における個人情報の本人外収集並びに「プレミアム付商品券業務」及び「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置並びに「プレミアム付商品券業務」における個人情報の外部提供並びに「プレミアム付商品券業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録並びに「プレミアム付商品券業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の16ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、経済産業部商業課、各総合支所保健福祉センター保健福祉課、各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課、高齢福祉部介護保険課及び財務部課税課でございます。

審議のポイントは、2の本人外収集、3の外部委託、4の目的外利用、5の外部提供、6の電子計算機への記録、7の回線結合でございます。

それでは、所管課を代表して商業課より説明いたします。

商業課長 経済産業部商業課長の羽川でございます。

諮問内容に先立ちまして、国によるプレミアム付商品券事業につきまして、組み立てが複雑なところがございます。まず事業の概要を説明させていただきたいと存じます。それでは、16ページの事業の概要を説明させていただきます。

プレミアム付商品券事業は、消費税の引き上げに際しまして、低所得者及び子育て世帯に与える負担の影響を考慮し、適切な配慮を行うための国の臨時的な措置といたしまして、国が設けた実施要綱により、各区市町村が実施主体となって行うものでございます。一定の要件を満たす対象者1人に対して、販売額2万円で2万5,000円の商品券を交付するものでございます。

添付資料を用意いたしました。27ページをご覧ください。こちらで事業概要を簡単に説明申し上げます。

1の事業の目的でございますけれども、こちらはただいま申し上げました説明のとおりでございます。

2の事業概要でございますが、(1)購入対象者は、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者等を除きました住民税非課税者、及び、として、記載の生年月日に該当するおおむね3歳未満の子どもでございます。

(2) 購入限度額でございますが、対象1人当たり販売額2万円で、2万5,000円の商品券を購入できるというものでございます。

(3) 割引率は、記載のとおりでございます。

(4) 購入手続でございます。まず、非課税者分は、7月末を目途として、順次、区から該当者へ申請書を送付いたします。その後、申請を希望する方は、区へ申請書を提出していただきます。区では、申請書を確認し、9月中旬より商品券購入引換券を簡易書留で送付いたします。届いた商品券購入引換券を持って、郵便局で商品券を購入するという流れでございます。子育て世帯分につきましては、9月中旬より商品券購入引換券を簡易書留で送付いたしまして、届いた商品券購入引換券を持って、郵便局で購入いただくというものでございます。

それでは、お手数でございますが、諮問の16ページにお戻り願います。事業の概要の2段落目から説明をさせていただきます。

事業実施に当たり、経済産業部商業課では、要件を満たす申請勧奨者リストを作成するため、区が他の事業の目的で保有する個人情報の目的外利用及び都道府県、区市町村等の区の機関以外から個人情報の本人外収集を行います。また、管理システムの構築及びプレミアム付商品券支給要件を満たす対象者のデータ作成、申請書類の印刷から発送まで並びにコールセンターを設置しての問い合わせ対応並びに商品券販売に係る業務を外部委託により実施するものでございます。なお、委託事業者との各種通知データ、入力データの情報交換において、L G W A N回線を利用したデータ伝送により行うものでございます。

17ページをご覧ください。次に、財務部課税課では、プレミアム付商品券支給要件を満たす非課税者に対して、今年度に限り、プレミアム付商品券申請書 非課税のお知らせと兼ねる通知を送付いたしますが、発送業務を外部委託により実施するものでございます。

それでは、第1の目的外利用についてでございます。

1の理由でございます。プレミアム付商品券の支給対象者を決定するに当たり、支給要件を確認することが必要不可欠であり、そのために個人情報を目的外利用させていただきたいと存じます。

(1)は、プレミアム付商品券支給要件を満たす対象者リストを作成するため、支給対象外となる生活保護の被保護者及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給者情報につ

いて、また、支給対象要件に該当する可能性がある税の未申告者を支給対象とするため、介護保険の被保険者情報について、提供を受けるものでございます。

(2)は、施設入所者等に対して、国が示す特別な対応を実施するため、入所者の情報等について提供を受けるものでございます。

2の諮問の趣旨は、記載のとおりでございます。個人情報保護条例の規定に基づき諮問をするものでございます。

3の保有課及び保有課の業務名称は、記載のとおりでございますが、プレミアム付商品券支給要件を満たす者に関する情報及び特に配慮が必要な方への対応のためでございます。

4の利用課及び利用課の業務名称は、経済産業部商業課、プレミアム付商品券業務でございます。

18ページをご覧ください。5、対象となる個人の範囲ですが、お手数でございますが、26ページをご覧いただきたいと思っております。個人情報の項目一覧ですが、横にそれぞれ目的外利用、本人外収集等々、また、縦に対象となる個人の範囲を示したものです。こちらは目的外利用の内容となっており、記載のとおりでございます。

18ページにお戻りいただきまして、6の目的外利用する個人情報の項目及び件数でございますが、(1)個人情報の項目は、記載の内容でございます。(2)件数(見込み)は、先ほどの26ページの別紙に記載のとおりでございます。

7の利用の時期でございますが、2019年5月より継続して行うものでございます。これ以降の業務全てに関しまして、利用時期は同じでございます。

続きまして、第2、個人情報の本人外収集についてでございます。

1、本人外収集する理由でございますが、資料に記載いたしました各法律で規定する施設等に入所している児童等の特に配慮が必要な方に対しまして、国が示す特別な対応を実施するためでございます。

2の諮問の趣旨は、本件は、都道府県、指定都市等で管理している個人情報を本人の同意を得ずに収集するものでございまして、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

3の本人外収集の相手方でございますが、また26ページをご覧いただきたいと思っております。こちらの項目の3から8に該当するものでございまして、都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市区町村などから情報を収集するものでございます。

4の個人情報の項目及び件数、5の対象となる個人の範囲につきましても、26ページに記載のとおりでございます。

19ページをご覧ください。本人外収集の開始時期は、先ほどと同様でございます。

続きまして、第3の外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

1、委託の件名は、記載のとおりでございます。

2、委託の内容は、(1)経済産業部商業課につきましては、記載の 管理システムの構築・保守及びデータ作成業務、 申請書類発送・受付後処理業務、 コールセンター業務等、 購入引換券によるプレミアム付商品券販売業務でございます。

(2)財務部課税課につきましては、プレミアム付商品券の申請の周知、勧奨のために、 非課税のお知らせの印刷・発送業務、 プレミアム付商品券申請書の印刷の業務を行うものでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。3、諮問の趣旨は、記載のとおりでございます。

4、対象となる個人の範囲は、以下に記載してございます(1)プレミアム付商品券の支給対象者及び(2)プレミアム付商品券申請書(兼非課税のお知らせ)を発送する対象者となります。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は、記載のとおりでございます。 (1)の プレミアム付商品券事業に係る業務委託、 プレミアム付商品券申請書(兼非課税のお知らせ)の印刷・封入封緘委託でございます。

(2)件数(見込み)は、記載のとおりでございます。

続きまして、21ページでございます。6、個人情報を取り扱う場所につきましては、区の施設及び委託先事業者の施設でございます。

7、共用の有無は、ございません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、口頭、文書、電磁的記録媒体及び回線結合によるものでございます。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無は、ありでございます。

10の委託先の個人情報の保護管理体制、11の委託の条件、12の委託の開始時期及び期間、13の委託先の選定状況は、記載のとおりとなっております。

続きまして、第4の個人情報の外部提供についてでございます。

1の外部提供する理由でございますが、児童福祉法等で規定する、施設等に入所する児

童等の特に配慮が必要な方に対して、国が示す特別な対応を実施するためでございます。

22ページをご覧ください。2の諮問の趣旨は、本件は、プレミアム付商品券事業を実施するに当たり、区で管理している個人情報を本人の同意を得ずに外部提供するものであり、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

内容といたしましては、先ほど説明した区がよそからもらうものに対して、こちらは区が他の自治体に対して提供するものになります。

4の個人情報の項目及び件数、5の対象となる個人の範囲については、26ページの5と8に記載のとおりとなっております。

6については、第1の7のとおりでございます。

続きまして、第5、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてでございます。

1の電子計算機に記録する理由でございますが、プレミアム付商品券の多数の支給対象者情報を正確かつ効率的に管理するために新たに管理システムを構築します。当該システムを構築した後、申請書の受け付け、進捗状況を記録し、申請者からの照会等へ迅速かつ的確に対応するため、当該個人情報を管理システムに記録するためでございます。

2の諮問の趣旨は、記載のとおりでございます。

3の対象となる個人の範囲は、プレミアム付商品券の支給対象者でございます。

4の電子計算機に記録する方法でございますが、区の基幹システムから抽出した住民記録台帳の情報及び課税（非課税）者の情報は、区の電子計算機と区の電子計算機との間でデータ連携を行い、記録するものでございます。また、申請書の受け付け・進捗情報を記録するための情報は、区職員または受託先事業者の従事者が区の電子計算機へ直接入力することにより記録するものでございます。

23ページをご覧ください。5の記録する個人情報の項目及び件数、6の区の個人情報の保護管理体制、7の記録の開始時期は、記載のとおりでございます。

続きまして、第6、（1）外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

1の回線結合する理由でございますが、プレミアム付商品券事業では、各種通知書の印刷及び帳票入力の業務委託を予定しており、受託事業者との各種通知データ、入力データの情報交換において、L G W A N回線を利用したデータ伝送を行いたいと考えており、区の電子計算機と受託事業者の電子計算機を回線結合する必要があるものでござい

ます。

2の回線結合の相手方は、受託事業者でございます。

3の諮問の趣旨でございますが、区の電子計算機と受託者の電子計算機を回線結合するものであり、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲は、(1)住民税非課税者、(2)2016年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主でございます。

24ページをご覧ください。5の回線結合する個人情報の項目は、第3の4に記載の内容でございます。

6の回線結合の方法は、区に設置されている電子計算機と受託者の電子計算機をL G W A N回線で結合するものでございます。

7の相手方の個人情報の保護管理体制、8の区の個人情報の保護管理体制、9の回線結合の開始時期は、記載のとおりでございます。

第6、(2)外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

1の回線結合する理由は、新たに構築する管理システムについて、区の電子計算機とクラウドサービス事業者の電子計算機の回線結合が必要となるためでございます。

2の回線結合の相手方は、クラウドサービス事業者でございます。

3の諮問の趣旨は、本件は、管理システムをクラウド上で使用するに当たり、区の電子計算機とクラウドサービス事業者の電子計算機を回線結合するものであり、条例の規定に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲は、プレミアム付商品券の支給対象者でございます。

5の回線結合する個人情報の項目、25ページの6、回線結合の方法は、記載のとおりでございます。

7の相手方の個人情報の保護管理体制につきましては、(1)から(3)に記載のとおりでございます。

8の区の個人情報の保護管理体制、9の回線結合の開始時期は、記載のとおりでございます。

そのほか、説明では使用しませんでした。添付資料といたしまして、28ページにフロー図を設けてございますので、こちらも参考にご覧いただければと存じます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

会長 非常に長い説明だったんですが、ありがとうございました。

御質問はありますか。

委員 幾つか伺いたいんですが、20ページの5の(2)件数(見込み)というのがあります。が約15万人、が約13万人。この数字のお互いのかかわりと、23ページの第5の5の(2)件数(見込み)にも同じように、約13万人と約2万人という2つの記載がありますけれども、これとのかかわり。支給対象者と申請書の関係で、こういう数字になっているのか。そもそもこの15万人と13万人との関係はどういうことなのか、ちょっと御説明いただけますか。

商業課長 15万人に関しましては、プレミアム付商品券の支給対象者ということで、住民税非課税者と想定される人数及び3歳未満のお子様がいる世帯の数ということでございます。また、20ページの(2)の につきましては、非課税の方にお送りしますので、そちらで想定される人数そのままを記載したものでございます。

続きまして、23ページにつきましても、非課税者として想定される人数13万人と、3歳未満のお子様がいる世帯として想定された数字でございます。

委員 2つ目の質問なんですけれども、23ページの第6の(1)外部の電子計算機との回線結合についてで、受託事業者という表示がありますね。それから、24ページの第6の(2)外部の電子計算機との回線結合については、クラウドサービス事業者の電子計算機との回線結合の必要性から、回線結合の相手方をクラウドサービス事業者と表示されていますけれども、23ページの受託事業者と24ページのクラウドサービス事業者は別事業者ということなんですか。

商業課長 これは別事業者でございます。

委員 受託事業者との関係では、L G W A N回線を結びますよと。それから、クラウドサービス事業者については、専用回線だという表示になっていますけれども、ここでのいわゆる専用回線の意味内容をちょっと説明していただけますか。

情報政策担当係長 情報政策課からお答えしますけれども、L G W A Nは、以前にも説明している、いわゆる総合行政ネットワークであり、この受託事業者はL G W A N - A S Pサービスとして提供している事業者なので、L G W A N回線を使います。クラウドサービス事業者と書いてありますのも、これまでも説明をしていますように、区から専用線をつないでいるクラウドサービス事業者、具体的にはマイクロソフト社のアジュールというサービスになっておりまして、ここにはシステムだけが置かれているという状況です。

委員 わかりました。ありがとうございます。結構です。

委員 この事業そのものが消費税の増税に伴う事業とお聞きしましたけれども、利用の時期は継続して行うという。最初にこれを読んだとき、私は1回なのかなと思っていたんですけども、これが継続して行われる理由というのは。

商業課長 継続して行う理由は、作業が1回ではなくて、複数回行うということで、商品券事業を引き続き来年度とか再来年度も行うという意味ではございません。単年度のものでございます。

委員 わかりました。

委員 もう1点よろしいですか。21ページの13、委託先で、(1)、(2)、(3)、(4)と並んでいますが、(3)を除いて、(1)、(2)、(4)については未定となっています。これは事業のスタートが相当迫っているかと思うんですが、この関係は、今はプロポーザルか何かをやっているということなんですか。それとも、何か別の理由があるんですか。

商業課長 こちらにつきましては、過去に実施した臨時福祉給付金とほぼ似たような形で行っておりまして、そちらの経験のある事業者から複数お話を聞いていて、今、仕様ですとか内容の最終的な固めの作業に入っております。また、その条件が整いましたら、随意契約にさせていただかざるを得ないと思っておりますけれども、考えているところでございます。ちょっと時間が迫っております、厳しいところではございますけれども、今作業を急いでいるところでございます。

委員 わかりました。

委員 25ページの7、相手方の個人情報の保護管理体制の(1)なんですけれども、昨日でしたか、日経新聞にデジタル貧困という、属性が悪いと判定されてしまうと、その後、不利益な扱いを社会生活で受けるということで、今議論しているところは、悪用された場合はダイレクトにつながるかなと思いながら見ていたんですけども、「クラウドサービス事業者が、第三者による監査を毎年実施し」の第三者というのは、どのような内容なのか、もうちょっと詳しく教えてください。

情報政策担当係長 これも情報政策課からお答えします。

いわゆる監査法人にクラウドサービス事業者が委託をして監査を受ける、その監査報告書を発行するという形になります。

委員 そうすると、従前やってきた方法と理解していいですか。

情報政策担当係長 そうですね。これまで御報告している内容と同じです。

委員 分かりました。私の感覚からすると、とてもセンシティブな情報かなと思うので、さ

らに何か工夫があったらいいというのが意見です。

情報政策担当係長 基本的にこのクラウドサービスを利用する際は、いわゆる委託という形ではなくて、サービス提供を受ける、いわば契約に基づいて行っていて、その安全性を保証するのは、クラウドサービス事業者自らが監査を受けることによって証明しているという形になっていて、区が直接そこを監査するという権限は持ってありません。

委員 クラウドについてはそうですし、今議論している個人情報全体についての意見です。

委員 第3の外部委託に伴う個人情報の保護措置についての対象となる個人情報のところで1点教えていただきたいんですけども、区から委託先へ提供するものの中に電話番号が入っているのはなぜなのかというのが分からなかった。というのは、コールセンターに電話がかかってきて対応するので、委託先が本人から電話番号を収集するのは分かるんですけども、区からも先に電話番号を教えているんですかというのが分からなかった。ほかのところは、収集した結果、電話番号が入っていれば記録をしていくというので、何となく分かったんですけども。

稲場商業課プレミアム付商品券担当係長 プレミアム付商品券担当係長の稲場と申します。

ここの部分につきましては、19ページの2の(1)の、システムの中において、区がシステム管理する業者に電話番号も情報提供するという事で、申請者が申請書に電話番号を書いてきた情報をこちらのシステムでも管理するという流れになっております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 18ページ、6の(1)の氏名なんですけれども、これは対象になった方の氏名なのか、例えば施設入所者等という困難な方も入っていると思うんですけども、ケアする方の氏名とかは入らないと考えていいですか。

商業課長 こちらは目的外利用ですので、双方入ります。対象から除外するために必要な情報の方、あるいは入所の方は、情報としては入ります。

委員 氏名は……。

商業課長 氏名はどうしても、この方はそちらに送るとか、この方は対象から除くとかというのを管理する必要がございますので……。

委員 そうすると、備考をどこかに付けるかなと思っているんですけども、それは……。よく何々等というのがあるんですけども、特に個人情報の項目に無いかなと思ったので、ちょっとお伺いしたんですけども。6の(1)です。

商業課長 6の(1)ですね。国が示す特別な対応にも、例えば私たちが生活保護者を除外

するとか、そういうところについても氏名は必要になりますので、それで目的外利用をさせていただくというものでございます。

委員 そうすると、高齢の方で、自分の判断が難しいという場合は、後見人等の名前とか、そういう理解でいいですか。

稲場商業課プレミアム付商品券担当係長 申請の段階で、後見人等からも申請してくることはあり得るんですけども、最初のデータをセットアップする段階では、対象者は御本人様ですので、高齢の方であれば、高齢の方御本人様の情報をいただくということで考えております。

委員 では、ケアする人は入らない。

商業課長 成年後見のものは入らないです。

委員 ありがとうございます。

もう1点、17ページの第1の1の「介護保険の被保険者情報について、情報保有課より提供を受ける」の内容は、今日の資料の別紙でついている6ページの左側……。6ページにいろいろ書いてあるんですけども、このうちのどれに当たるのか。

商業課長 まず、26ページの対象となる個人の範囲では11になりまして、その中の目的外利用の部分になります。

委員 被保険者情報というのは、たまたま配付資料の6ページの外部委託提供項目というのがあるんですけども、この中で言うと……。

商業課長 失礼いたしました。こちらで言うと、第1段階、第2段階になります。

委員 6ページのほうです。7ページはそうなんだけれども、被保険者情報というのは6ページのどれに……。

稲場商業課プレミアム付商品券担当係長 これは、今回、私たちの課が出した情報ではないんですけども、この中で言いますと、その方のお名前とか、先ほど……。

商業課長 こちらの中で言いますと、こちらに記載されている内容になるんですけども、お名前、住所、生年月日です。必要となる情報としては、そちらになります。

委員 被保険者番号は入らないんですか。

商業課長 被保険者番号は特段必要はないものと思います。名前と御住所、生年月日等でそこは判断できていると思っています。

委員 その3点。

商業課長 そうですね。

委員 ありがとうございます。

会長 他にありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第820号については異議なしと認めます。

(2) 報告事項

報告第301号

会長 次に、報告第301号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から御説明いたします。

恐れ入りますが、資料の29ページをごらんください。「寄附受領業務」における寄附金納付者に対する礼状等の送付に係る外部委託の報告についてでございます。本件は外部委託の事前一括承認基準に該当する案件でございます。

水色の手引の228ページをお開きください。今回の報告事項につきましては、こちらの表の類型5、通知書等の封入封かん委託に該当するものでございます。

所管課は、政策経営部ふるさと納税対策担当課でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

ふるさと納税対策担当課長 ふるさと納税対策担当課長の中西でございます。よろしくお願いいたします。

案件名ですけれども、かみ砕きますと、ふるさと納税をしてくださった方にお礼状等を送付する外部委託の報告でございます。

2、委託の件名は、寄附金納付者あて礼状等発送業務委託をいたしました。

3、委託の内容ですが、平成29年度にふるさと納税をしてくださった方に対しまして、これは既に29年度中に礼状や受領書はお送りしているんですが、30年度に、いただいた寄附でこのようなことができましたという御報告と、30年度、ふるさと納税はこういう取り組みをやっていますというパンフレットを改めてお送りしたものでございます。この際、委託先には宛て名ラベルを渡しまして、それを封筒に貼りまして、礼状等を封入封緘後発送したものでございます。

4の対象となる個人の範囲ですけれども、先ほど申し上げました29年度にふるさと納税をしてくださった方です。ただし、事前に書類等は送らなくて結構という方については

除外しております。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数ですけれども、氏名と住所のみ、ラベルに印刷して渡しています。件数は835件でございます。

30ページをごらんください。委託先ですが、障害者の就労継続支援A型事業所Scopoでございます。

7、8、9ですけれども、記載のとおりでございます。

10、委託の開始時期及び期間ですが、平成30年11月22日から同年11月30日まででございます。

報告は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問はありますか。

委員 これは初めての試みで、今審議しているということですか。

ふるさと納税対策担当課長 御説明いたします。2月の情報公開・個人情報保護審議会で、今年の7月から外部委託をしますという諮問をさせていただいているんですけれども、それに先立ちまして、礼状とパンフレットの送付のみ、平成30年度に初めてやったものを、今年委託しようとしている同じ事業所に前倒しといいますか、これだけまずやってくださいということをお願いしたものです。

委員 Scopoさんというのは、区内の……。

ふるさと納税対策担当課長 はい。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、報告第301号を承認いたします。

(3) その他報告事項

諮問第810号「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について」

会長 次に、その他報告事項に移ります。

それでは、事務局より報告をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から御報告させていただきます。

後からお送りしましたその他報告NO.1、(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について(骨子まとめ)の報告についてでございます。

本件は、平成30年12月19日付で諮問第810号として諮問いたしましたものでございませ

て、昨年の12月25日に開催されました第5回情報公開・個人情報保護審議会におきまして、小委員会を設置し、会長から御指名を受けた委員の皆様は条例の制定に向けての考え方について御意見を現在もいただいております。

ここで若干ですが、経緯の振り返りをさせていただきます。

世田谷区が条例制定に向けて動き出した理由でございますけれども、さきに公文書管理法が制定されておまして、この公文書管理法については、大きく2つの部分から構成されております。その1つが日々の公文書の管理、保存、廃棄のルールについての部分、もう1つが歴史的文書の保存や利用等に関する部分でございます。先行で制定している自治体については、この2つの大きな部分を一体にして条例化を図っております。しかし、一体で制定を図った自治体については、検討期間が相当長期に及んでおります。一方で、この間、国において、公文書の管理が問題視される中、早期に区の公文書管理のルールを条例化して、区民の安心と信頼を確立したほうがよいという考え方から、さきに申し上げました2つの部分のうち、先行して、日々の公文書の管理、保存、廃棄のルールの部分についての条例化に向けての考え方の御意見を伺いたく、諮問したものでございます。

この間、小委員会では、この部分について、既に4回の小委員会を開催しまして、御議論いただきました。今までの開催経緯につきましては、お配りした資料の9ページに記載してございます。この第4回の小委員会を経まして、今般、世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について（骨子まとめ）をまとめたもので、今回御報告するものでございます。

今回、おまとめしました骨子まとめにつきましては、公文書管理ルールについて区が考えを定めるに当たり、その考え方の御意見をいただいたものでございます。この公文書管理ルールの区の考え方に対しましては、最終答申をいただくまでの期間に、区民の意見聴取や区民アンケート等を実施したいと考えております。そのために、小委員会では、区職員への罰則などの考え方も1つのテーマとして御審議いただきましたけれども、この点については骨子まとめには入っておりません。小委員会の委員の皆様に対しましては、このことが十分説明できておりませんでした。申しわけございませんでした。

なお、小委員会はあと2回予定しておりますが、このときのテーマや罰則についての考え方については、小委員会としての最終意見書の中に入れていただこうと考えておりま

す。

それでは、骨子まとめの内容について御説明いたします。

1ページをごらんください。まず、検討していただいた内容の1つ目としまして、条例制定に当たっての経緯や効果についてでございます。

(1)説明内容等については、先ほど御説明しました内容と重複しますので、省きたいと思えます。

その中で、(2)小委員会で意見として出ましたものは、こちらに書いてあるとおりでございます。世田谷区新実施計画の中で、条例の制定はどのような趣旨で位置づけられているか確認したいという御意見がありました。

そこで御説明した後に、(3)小委員会における考え方としましては、条例化に当たっては、法で示された2つの部分のうち、文書管理に関する検討課題を優先するという進め方に異論はない。ただし、歴史的文書の保存及び利用等に関する部分を検討がまとまり次第条例を改正し、追加することを見据え、有用な歴史的文書が廃棄されることがないように十分に注意した上で条例化を進めることというお考えをいただきました。

おめくりいただきまして、2ページ、制定の目的についてでございます。

(1)は省略いたしまして、(2)意見等ですけれども、主な意見としましては、公文書管理が情報公開の基盤であること、及び、公文書を共有の知的資源として位置づけることのほかに、この条例が区民の知る権利の保障となり、区民への説明責任を果たし、区政運営の透明性を確保するためであることを目的の条文に盛り込んで欲しい。また、単に情報公開をすればよいというのではなく、その結果として区民が区政に参加するところが一番の重要なところであるはずという主な意見を踏まえまして、(3)小委員会における考え方は、以下のとおりまとめました。

公文書の管理は情報公開の基盤となるものであり、知る権利を保障するものであること。

公文書を共有の知的資源として適切に管理していくこと。

公文書の管理が「説明責任」又は「説明する責務」を果たすものであること。

公文書の管理が区政の透明性を確保するためのものであること。

公文書の管理が区民の区政への参加を推進するものであること。

また、そのほかに、世田谷区情報公開条例との整合性を図ること。

3ページに行きまして、公文書の定義に関しての保存すべきメモとメールの考え方で

す。

その中で、御意見としていただいた主なものとしまして、2点目、公文書の定義において、条文化しにくい細かい部分については、誰が見ても明確な基準（ガイドライン）を設けるなど、恣意的運用を排除していくような制度を取り入れるべき。4点目、組織共用性 これは組織的に用いるという意味ですけれども については、公文書の要件から除いてよいのではないかという意見がございました。

これを踏まえまして、(3)小委員会における考え方ですけれども、公文書の適正な管理を図り、区政を適正かつ効率的に運営していくこと、及び、区民に説明する責務を全うするという2つの目的を達成するために、公文書の定義に関しては組織共用性を採用することについて、賛否の意見が出されました。したがって、仮に要件として組織共用性が採用されたとしても、組織共用性については恣意的な解釈を避けるため、ガイドライン等において考え方を具体的に明らかにしておくべきであるというお考えをいただきました。

おめぐりいただきまして、4ページ、公文書の定義についてのもう少し詳細な、私的メモと公文書の区別についてでございます。

御意見として出されましたのは、私的なメモと言われているものは最小限にとどめるように。メモの規定をもう少し厳格にすることが大事である。2点目、条文上の定義だけではなく、メモに関しては、ガイドライン等で詳しく定め、職員の個人的な判断でぶれないようにすることが重要である。4点目、作成時点では個人的メモであっても、その後、公文書としての性格を有する可能性があるという御意見を賜りました。

考え方としましては、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得、実施機関が保有の要件を満たすものを公文書に該当するメモとする。そのほか、当該実施機関の職員が組織的に用いることも考慮すべきである。また、公文書に当たるか否かについて、職員間の判断に差異が生じないよう、ガイドラインの中では具体的な例示を多く示すのが望ましいという御意見をいただきました。

5ページに行きまして、公文書に位置づけられるメールの基準でございます。

(2)意見等の主な意見としましては、4点目、個人メールでも、やりとりの中で、何らかの組織の決定に関係し、保存されるようになると、メモと同様で、それは組織的に用いるということになると思う。だから、メールかメモかというよりは、公文書として何を実態として見るかというところの本質を決めないといけないということを踏まえま

して、(3)小委員会における考え方については、メモに関する考え方と同様の御意見をいただきました。また、メールの保存の仕組みに関しましても、技術的な側面を含め、今後整理していかなければならない課題であるという御提言もいただきました。

おめくりいただきまして、6ページ、公文書の保存期間のあり方についてでございます。

(1)説明内容等を御説明しますと、3行目、国を初めとする行政機関においては、一部の重要文書の保存期間が1年未満に設定されていたことが問題になっております。この1年未満の文書が恣意的に廃棄されることのないよう、御意見を頂戴したところでございます。それから2点目は、保存期間が長期の文書についてでございます。今後、歴史的文書の保存及び利用等に関する運用が開始されるまでの間、長期の保存期間の文書についての御意見もいただきたく、審議をしていただきました。

(2)意見等についてでございますが、2点目、1年未満の文書の廃棄に関しましては、職場間で温度差が起きないように仕組みがあれば安心である。4点目、意思決定に影響がないものも、重要なものは、短期ではなく、長期に保存する必要があるのではないかと考えるという御意見をいただきました。

(3)小委員会における考え方としましては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡づけまたは検証することができる文書に関しては、ある程度の期間、保管、保存すべきである。ガイドラインは、研修等を通じて職員に十分理解させ、職員間に判断のぶれや温度差が生じないように対策を講じることという考え方をまとめました。

最後に、7ページ、保存期間が経過した文書を廃棄する際の確認の仕組みについてでございます。

こちらについては、具体的には、廃棄適否の関与者、対象文書の範囲、判断資料、方法等、廃棄対象文書の一覧の公表方法について御審議をいただきました。

(2)意見等としましては、1点目、歴史的文書の保存及び利用等を開始する以前の段階においても、第三者のチェックを何らかの形できちんと行うシステムにするのがよいと思う。3点目、公文書を共有の知的資源とうたうのであれば、探すときの文書件名についてガイドラインがあったらいいと思う。

これを踏まえまして、(3)小委員会における考え方ですけれども、将来の歴史的文書の保存も見据え、第三者機関を設置し、公文書の廃棄に対する判断を行うことが相当で

ある。廃棄の判断の対象となる文書は、保存期間が1年未満の文書からとする。廃棄の判断は、総合文書管理システムのフォルダ管理表におけるフォルダ単位で行うことが相当である。第三者機関とは別に、区民から意見を求める機会を設けたほうがよい。なお、第三者機関による廃棄判断と区民への意見聴取のために、フォルダの名称はよりわかりやすいものにするということという御意見を賜りました。

骨子まとめについての内容及び経緯についての説明は以上でございます。

会長 それでは、副会長から、小委員会の委員長として関与していただいておりますので、御意見をお願いしたいと思います。

副会長 夕方から夜にかけて4回開きまして、非常に活発な意見を委員の皆様からいただきました。その上でできたものが今日出されているわけではありますが、時間の関係もありますので、1点だけ申し上げたいと思います。

それは公文書をどのように捉えるかということにつきまして、この小委員会の考え方では、いわゆる組織共用性の要件は必ずしも必要ではないのではないかとということでもございました。一方で、世田谷区情報公開条例との整合性を図ることというのも入っております。その意味では、組織共用性の要件の問題と情報公開条例における公文書概念との整合性について、今後問題になるのではないかとおりましたが、ほかのところも含めまして、先進的な考え方であると私は認識しております。

時間がありませんので、これぐらいにしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

先週あたりに中間のまとめが各委員のほうに届けられたと思います。十分検討できたかどうかわかりませんが、とりあえず、今日は審議会が開かれておりますので、御意見があれば、積極的にお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

委員 こちらの取りまとめ、委員長ありがとうございます。

お伺いしたいんですけども、今後、これはパブコメとかがあって、条例制定という道のりになっていて、この骨子まとめはそのときに資料が何かで区民に提示されるものなのか、どういうふうにご利用されていくのか、ちょっと教えてください。

区政情報課長 今回いただきましたのは、小委員会を経まして、審議会の御意見として、区がこうすべきという考え方をまとめていただいたものと認識しております。これを踏まえて、区がどういう考えにするのかというものをその上につくりまして、それに対して、区民意見聴取や区政モニターへのアンケート、またはシンポジウム等も予定しており

まずけれども、こういう区の考え方だよということを御紹介、御説明した後に、区民から広く御意見を賜りたいと思っております。その中で、区の考え方がこうなったよということのもとになるものとしまして、今回の骨子まとめを添付しようと考えております。内容については、少し精査する部分があるかと思えますけれども、このボリュームをそのまま出すかどうかを含めて、区の意見の参考として、こういう経過を経たということでの資料として付けさせていただこうと思っております。

委員 ホームページで見られる形か。シンポジウムに出る人だけが見るということか。

区政情報課長 いえ、そうではございません。これはホームページでもごらんいただくと考えております。

委員 ありがとうございます。

委員 意見というか、今日配られた資料の前書き、かがみのところに、骨子まとめに罰則に対する考え方を載せないのかとの御質問がありましたという。これは実は、私が質問させていただいた内容で、ここに記載をしていただいたんです。これまで4回にわたる小委員会の流れの中で、順次、ごく自然の流れで、懲戒に関する問題、罰則に関する規定についても説明と議論があったと理解したのですが、いただいた4回までの分の骨子まとめのところではそれがなかったので、どういう経過なのかなと思って、質問させていただきました。

これについては、今のお話の冒頭のところで、あと2回の小委員会がありますよと。これを経た上で、最終意見書をまとめる段階で、このことに関しての記載は挿入するという御説明をいただいたかと思うんですけれども、そうなると、あと2回、都合6回にわたる小委員会の中でのトータルでの議論として、骨子まとめが整理をされて、それがいわば将来的には今後条例案になっていく。条例案になっていく段階では、恐らく、いきなり条例案というよりは、条例素案的な形になるんですかね。その段階で、当然、議会との関係もありますから、あるいは、関係のところと調整して、それから今度、条例案の形にしていくというステップになるということに理解してよろしいんですか。

区政情報課長 はい、そのとおりで結構でございます。

委員 メモについて、とても厳しく規定されていくんですけれども、私なんかも、やはりメモというのは、忘れないために必要だと思います。でも、例えば仕事の中でも、人に見せるものとは全く考えないで書いているわけなんですけれども、組織共用性が必ずしも必要ではないとかと言ってくると、非常に仕事がやりにくくなるという根本的なところにつながっ

てこないかなということがちょっと気になるんです。非常に重要な公的なものかもしれないけれども、そもそも仕事がやりにくくなるということがあるので、ちょっとそこら辺が気になるので、お聞きしたいんですけれども。

副会長 メモが全て公文書に該当するというではありませんで、ここに書かれていますように、機械的な組織共用性の判断ではなくて、やっぱり組織としても重要な位置づけが与えられるようなメモに関してということでございまして、ちょっとしたメモが全てというふうには思っておりません。なので、確かに最初はメモだったかもしれないけれども、そのうち重要なものと位置づけられるということを想定しているわけですし、仕事をする上で、それほど気にされなくてもいいのではないかと考えております。

委員 となると、メモといっても、組織の中でというのは、書記の方がとっているメモとか、あるいは、そのときに、君、ちょっと今日のをメモしておいてくれと上の方がおっしゃられたような書類であったり、私はいつも必ずメモというのは持っているんですが、こういうのは全く関係ないと考えてよろしいようなイメージですね。

副会長 いえ、そこはもうちょっと広いと思いますが、今、前段でおっしゃられた例は、そもそも組織的な共用性がありそうなメモだと思いますので、個人的なメモであっても、位置づけ的に組織で利用され得るような可能性があるものがあると思うんです。例えば議事録を作成する前に個人的にメモをとっているという場合は、議事録が作成されるまでは結構重要な位置づけになったりすることもあると思うんです。

ということで、そこまで狭いのではないですけども、全てのメモということでもないという、ちょっと曖昧な部分はありますけれども、そのように考えています。

委員 今後の中で、我々もそういうところが理解できるようになり、区民の方たちがいろいろと区に対して非常に興味を持っていただくことにつながるということは、そこら辺もわからないと、やっぱり聴きにくいというところがあるので、ぜひそこら辺はわかりやすくなるようにしていただければと思います。

副会長 はい。

会長 そこは小委員会でも、条例の文言とか、それだけではなくて、もっと細かいガイドラインの例なんかに対応していただきたいと各委員から御意見が出ていますので、そこが結構うまくできれば、わかりやすくなるかなと私は思っております。できるだけ公文書として残すべきであるという発想が大事なのではないかと考えておりますので、また御意見をいただければと思います。

ほかにどうでしょうか。 それでは、今日はこのくらいでよろしいでしょうか。 また何かあれば、大事な条例になりますので、各委員の御意見はできるだけ最終報告に反映したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ないようでしたら、この報告を了解したといたします。

それでは、年間開催日程等、事務局から報告をお願ひします。

区政情報課長 御説明いたします。

事前にお送りしました資料をごらんください。平成31年度の開催日程ですけれども、日程案のようにさせていただきたいと存じます。

また、次回の日程ですが、本日の会議次第にも記載しておりますが、平成31年度第2回審議会につきましては、6月18日(火)午前10時から開催を予定しております。会場は、本日と同じく庁議室を予定しております。近づいてまいりましたら通知をお送りしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

会長 年間開催日程についてはよろしいでしょうか。 ありがとうございます。

そのほかに何かありますでしょうか。

委員 パブコメというのは、どのあたりの時期に入りますか。

区政情報課長 6月の「区のおしらせ」に載せまして、意見を聴取いたします。ですから、6月には開始いたします。

委員 6月1日から。

区政情報課長 はい。

委員 6月の区報というのは5月に出て……。

区政情報課長 6月1日に載ります。

会長 大丈夫ですかね。小委員会が6月4日と20何日でしたっけ。

区政情報課長 そうです。その最後の小委員会には、意見をまとめたものを御審議いただく予定にしておりますので。

会長 なるほど。そうすると大丈夫なんですかね。

委員 ということは、4回の小委員会までの分でパブコメにかけるということですね。

区政情報課長 そのとおりでございます。6回目の小委員会のときには、まとめた御意見を……。

委員 そのパブコメに対する意見を含めて、審議に付するということですね。

区政情報課長 はい、そのとおりでございます。

委員 わかりました。

会長 では、今日の骨子まとめがほとんど行くだらうという感じですね。
よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。

3. 閉 会

会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。